

**医療法人 明芳会 イムス板橋リハビリテーション病院
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業 運営規定**

第1条（事業の目的）

- (1) 医療法人明芳会が開設するイムス板橋リハビリテーション病院 みなし指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。
- (2) 事業所のリハビリテーション従事者（以下「事業所従業者」）は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）の心身の特性を踏まえて、主治医の指示の下、適正な通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

基本理念 「その人らしく生きるための利用者様中心の効果的な通所リハビリテーションの展開」

- (1) 事業所従事者は、その有する能力に応じその人らしい生活を営むことができるよう、目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行うことにより、利用者の生き生きとした地域生活の支援をし、生活機能の向上を目指す。
- (2) リハビリテーションの実施にあたり、利用者の要介護状態の改善、軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資し、利用者が目標を達成するための通過点となるリハビリを提供する。
- (3) 特別な理由がない場合は、単に機能維持や通所することを目的としたリハビリテーションは行わず、本来必要である介護サービスや介護予防事業等を提案する。
- (4) リハビリテーションの実施にあたり、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

- (1) 指定事業所番号：1311970888
- (2) 名称：医療法人社団 明芳会 イムス板橋リハビリテーション病院 通所リハビリテーション
- (3) 所在地：〒174-0051 東京都板橋区小豆沢3丁目11番1号
- (4) 電話番号：03-5918-6951 FAX：03-5918-6901

第4条（事業所の職員の職種、員数及び職務の内容）

（法令基準以上による）通所リハビリの従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 医師(管理者)：13名（常勤兼務8名、非常勤兼務5名）
通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの利用者の症状に応じた医学的管理を行うとともに、理学療法士等の通所リハビリ従業者の管理および指導を行う。
- (2) 通所リハビリ職員
理学療法士：非常勤専従4名
作業療法士：非常勤専従2名
言語聴覚士：非常勤専従2名

利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、身体機能および活動の改善と向上を図るための訓練・指導を行う。

(3) 管理栄養士：1名以上

低栄養状態またはそのおそれのある場合、栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行う。

第5条（営業日及び営業時間）

(1) 営業日：月曜日から金曜日（祝日含む）とする。但し12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時から午後3時55分までとする。

①9:00～10:25 ②10:30～11:55 ③13:00～14:25 ④14:30～15:55

(4) 定員：16名（上記時間の各定員 ①4名、②4名、③4名、④4名）

第6条（通常の事業の実施地域）

通常の業務を実施する地域は、以下のとおりとする。それ以外の地域に関しては当事業所まで通うことが可能である場合及び定員に満たしていない場合に限り受け入れを許可する。

板橋区：相生町、小豆沢1～4丁目、泉町、稲荷台、大原町、上板橋1～3丁目、坂下1～3丁目、清水町、志村1～3丁目、高島平1～2丁目、高島平8～9丁目、常盤台1～4丁目、徳丸1～2丁目、徳丸6～7丁目、中台1～3丁目、西台1～4丁目、蓮沼町、蓮根1～3丁目、東坂下1～2丁目、富士見町、双葉町、舟渡1～4丁目、本町、前野町1～6丁目、宮本町、大和町、若木1～3丁目、

北区：赤羽北1～3丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、浮間1～5丁目、桐ヶ丘1～2丁目、西が丘1～3丁目

第7条（送迎地域）

送迎範囲は、以下のとおりとする。下記の地域を優先し、送迎することとする。下記以外への送迎は、送迎受け入れ状況及び定員に満たしていない場合に限り受け入れを許可する。

板橋区：相生町、小豆沢1～4丁目、泉町、稲荷台、大原町、上板橋1～3丁目、坂下1～3丁目、清水町、志村1～3丁目、高島平1～2丁目、高島平8～9丁目、常盤台1～4丁目、徳丸1～2丁目、徳丸6～7丁目、中台1～3丁目、西台1～4丁目、蓮沼町、蓮根1～3丁目、東坂下1～2丁目、富士見町、双葉町、舟渡1～4丁目、本町、前野町1～6丁目、宮本町、大和町、若木1～3丁目、

北区：赤羽北1～3丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、浮間1～5丁目、桐ヶ丘1～2丁目、西が丘1～3丁目

第8条（事業の内容）

通所リハビリの事業内容は、以下の通りとする。

(1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案・見直し

(2) 健康管理およびチェック：症状、障害等の心身状態の観察、体温・脈拍・血圧測定

(3) 個別または集団でのリハビリテーション

(4) その他：利用者様の能力に応じた日常生活を営めるような各種の支援を行う。

第9条（通所リハビリテーションおよび予防介護通所リハビリテーション計画書の作成）

(1) 事業所従業員は、診療又は運動機能若しくは作業能力に係る検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及

びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリテーションおよび予防介護通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリ計画」）を作成するものとする。

- (2) 通所リハビリ計画を作成した時は、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、その内容等を利用者またはその家族に説明した上で利用者の同意を得なければならない。尚、交付した通所リハビリ計画書は、2年間保存しなければならない。

第10条（記録及び記録の保存）

通所リハビリの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。また、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載をする。尚、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

第11条（事業の利用料等その他の費用の額）

- (1) 通所リハビリを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるもの（介護保険法の法定利用料に基づく金額）とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の介護保険負担割合証記載の割合の額に応じる。
- (2) その他サービスに係る費用（介護保険法定外の利用料）、別紙料金表に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。ただし、材料費等により費用が発生する場合は、以下の手順をとることとする。
 - ① 自助具（目的動作獲得のために必要な道具）の作成に要する費用は、金額が発生する場合は既製品を購入して頂くか、利用者またはご家族様に材料費を請求する。但し、作成する前に、自助具を作成する目的や必要性など説明し、同意する旨の文書に署名（記銘捺印）を受けることとする。
 - ② 自主トレーニング用の物品購入希望があった場合、販売元から購入する手順をとることとする。
 - ③ 公共交通機関の利用練習にかかる交通費（利用者、御家族分）、調理訓練費（調理材料費）は、発生した費用の全額とする。
 - ④ 当該利用者に関するサービス実施記録の複写物を交付する場合、1ページにつき30円を請求する。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- (4) キャンセル料については当日の午前8時00分までにご連絡いただいた場合は無料とする（連絡先：イムス板橋リハビリテーション病院 通所リハビリテーション 03-5918-6951）。連絡のないキャンセルの場合、キャンセル料として予定されていた1回分の料金を徴収する。

第12条（居宅介護支援事業者等との連携）

- (1) 通所リハビリの提供にあたり、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- (2) 通所リハビリの提供にあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (3) 通所リハビリの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サー

ビスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- (4) 利用申込者に対し自ら必要な通所リハビリを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (5) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難な場合を除いて、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。

第13条（サービス利用にあたっての留意事項）

- (1) 当事業所の設備、器具等の利用の際は、安全に利用できるように当事業所の従業者が指示・指導する。
- (2) 通所リハビリの利用にあたり、体調不良等によってサービスの提供を中断または中止することがある。

第14条（サービス提供にあたっての禁止行為）

当事業所は、サービスの提供にあたり以下の行為は行わない。

- (1) 利用者または御家族からの金銭、預貯金、証書、書類等の預かり
- (2) 利用者または御家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、飲食、喫煙
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するために緊急でやむを得ない場合を除く)
- (5) 利用者または御家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第15条（緊急時及び事故発生時等の対応）

- (1) 事業の提供中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合、当院の医師の診察及び必要に応じて措置を講じ、またかかりつけ医への連絡等を行う。当院で対応できず、他医の診療を必要とする場合は緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- (2) 事業の提供中に事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。当事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、責任者へ報告する。
- (3) 当事業者は、利用者に対する通所リハビリの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第16条（個人情報の保護）

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその連帯保証人の理解を得るものとする。

第17条（衛生管理等）

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、

衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。また感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第18条（非常災害対策）

- （1）施設管理者は、自然災害・火災・その他防災対策について、利用者の安全に対して万全を期すよう、施設に合った防災計画を防火管理者に立案させる。
- （2）施設管理者および防火管理者は、消防計画に従って、事業所従業員に対して非常災害対策の教育を徹底する。
- （3）施設は、消火・通報訓練および避難訓練等を定期的実施する。

第19条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する
- （3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）虐待の防止に関する責任者を選定する。虐待防止に関する責任者：安藤友香

第20条（苦情処理及び苦情相談窓口）

事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。利用者は区の苦情相談窓口、東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口にも相談できる。

窓口：イムス板橋リハビリテーション病院 通所リハビリテーション 苦情相談窓口 TEL：03-5918-6951

担当：安藤友香（不在の場合は責任者または通所担当者）

区の窓口：板橋区 介護保険・苦情相談室 TEL：03-3579-2079

北区 介護保険相談窓口 TEL：03-3908-1286、03-3908-1119

東京都国民健康保険団体連合会の窓口：国保連合会苦情窓口 TEL：03-6238-0177

第21条（その他運営に関する留意事項）

- （1）従業員の質的向上を図るために、日常的に専門的知識や技術の研鑽のため院内外の研修に参加させることにより、業務体制の整備を図る。
- （2）従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- （3）従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- （4）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人明芳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

平成28年1月29日	林依子	作成
平成29年3月31日	林依子	更新

平成 30 年 1 月 1 日	林依子	更新
令和元年 9 月 30 日	林依子	更新
令和 2 年 1 月 6 日	小笠原裕子	更新
令和 2 年 4 月 6 日	小笠原裕子	更新
令和 3 年 4 月 1 日	小笠原裕子	更新
令和 3 年 11 月 1 日	小笠原裕子	更新
令和 4 年 2 月 1 日	小笠原裕子	更新
令和 4 年 4 月 20 日	小笠原裕子	更新
令和 6 年 7 月 1 日	小笠原裕子	更新
令和 7 年 4 月 1 日	安藤友香	更新
令和 7 年 10 月 14 日	安藤友香	更新